

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示
平成元年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)
平成二年度鳥取県一般会計予算等(〃)

告 示

鳥取県告示第四百八十二号

- 平成二年二月定例県議会で三月九日議決された
- 平成元年度鳥取県一般会計補正予算
- 平成元年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 平成元年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算
- 平成元年度鳥取県公共用地先行取得事業特別会計補正予算
- 平成元年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 平成元年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

- 平成元年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県管電気事業会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県管埋立事業会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県管観光施設事業会計補正予算
 - 平成元年度鳥取県管病院事業会計補正予算
- は、次のとおりである。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年度鳥取県一般会計補正予算

平成元年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,990,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303,604,989千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

数	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 41,689,517	千円 3,910,910	千円 45,600,427
	1 県 民 税	11,661,262	991,777	12,653,039
	2 事 業 税	13,952,277	1,831,117	15,783,394
	3 不動産取得税	2,037,145	226,320	2,263,465
	4 県たばこ税	1,375,796	26,159	1,401,955
	5 ゴルフ場利用税	224,686	35,010	259,696
	6 特別地方消費税	636,394	184,474	820,868
7 自動車税	5,254,746	122,104	5,376,850	

3 地方交付税	8 敏 区 税	2,541	△ 90	2,451											
		9 狩猟者登録税	15,027	589	15,616										
			10 自動車取得税	2,085,183	364,938	2,450,121									
				11 軽油引取税	3,975,869	97,130	4,072,999								
					12 入 猟 税	11,054	418	11,472							
						13 旧法による税	457,587	30,964	488,501						
							1 地方交付税	105,337,018	8,913,554	114,250,572					
								5 分担金及び負担金	105,337,018	8,913,554	114,250,572				
									1 分 担 金	5,429,494	41,681	5,471,175			
										2 負 担 金	1,265,284	△ 751	1,264,533		
											6 使用料及び手数料	4,164,210	42,432	4,206,642	
												1 使 用 料	4,837,387	△ 42,033	4,795,354
													2 手 数 料	3,850,401	△ 60,535
7 国庫支出金	986,986													18,502	1,005,488
	1 国庫負担金	68,738,147												△ 39,434	68,698,713
		1 国庫負担金	22,525,744											△ 338,597	22,187,147

8 財産収入	2 国庫補助金	44,825,133	262,873	45,088,006
	3 委託金	1,387,270	36,290	1,423,560
		1,324,717	△ 77,010	1,247,707
9 寄附金	1 財産運用収入	800,140	5,498	805,638
	2 財産売却収入	524,577	△ 82,508	442,069
		89,220	4,734	93,954
10 繰入金	1 特別会計繰入金	785,656	△ 79,952	705,704
	2 基金繰入金	2,446,480	△ 2,016,280	430,200
		3,232,136	△ 2,096,232	1,135,904
12 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	67,201	22,248	89,449
	2 県預金利子	258,318	877,515	1,135,833
	3 公営企業貸付金元利収入	1,403,582	△ 296,338	1,107,244
	4 貸付金元利収入	23,533,950	△ 2,670,850	20,863,100
	5 受託事業収入	682,669	△ 45,608	637,061

13 債	6 収益事業収入	1,023,717	4,393	1,028,110
	7 利子割精算金収入	6,209	33,711	39,920
13 債	8 雑収入	2,249,080	341,524	2,590,604
	1 県債	29,218,198	△ 892,209	28,325,989
歳入合計	295,614,433	7,990,556	303,604,989	
歳出	1 議会費	844,811	△ 23,575	821,236
	2 総務費	22,362,269	9,547,149	31,909,418
	1 総務管理費	14,984,733	9,448,670	24,433,403
	2 企画費	3,613,641	△ 1,891,148	1,722,493
	3 徴税費	1,768,938	14,472	1,783,410
4 市町村振興費	643,534	2,002,871	2,646,405	
5 選挙費	532,114	△ 8,439	528,675	

3 民生費	6 防災費	219,256	△ 12,195	207,061
	7 統計調査費	372,168	△ 3,316	368,852
	8 人事委員会費	106,837	△ 7,885	99,152
	9 監査委員費	121,048	△ 1,081	119,967
		18,219,731	△ 316,525	17,903,206
	1 社会福祉費	9,870,157	△ 92,125	9,778,032
	2 児童福祉費	5,912,849	13,314	5,926,163
	3 生活保護費	2,426,800	△ 241,317	2,185,483
	4 災害救助費	9,925	3,603	13,528
4 衛生費		7,966,388	△ 24,480	7,941,908
	1 公衆衛生費	2,369,262	△ 135,285	2,233,977
	2 環境衛生費	823,974	411,528	1,235,502
	3 保健所費	1,547,222	△ 15,854	1,531,368
5 労働費	4 医薬費	3,225,930	△ 284,869	2,941,061
		1,162,488	△ 57,758	1,104,730
	1 労働費	363,310	△ 4,320	358,990
6 農林水産業費	2 職業訓練費	588,082	△ 39,965	548,117
	3 失業対策費	104,674	△ 8,668	96,011
	4 労働委員会費	106,422	△ 4,810	101,612
		45,492,377	△ 1,049,570	44,442,807
	1 農業費	8,788,027	△ 597,957	8,190,070
	2 畜産業費	2,548,269	△ 81,805	2,466,464
	3 農地費	19,892,087	△ 39,948	19,852,139
	4 林業費	9,427,866	△ 181,148	9,246,718
	5 水産業費	4,836,128	△ 148,712	4,687,416
		25,470,630	△ 1,413,794	24,056,836
7 商工業費	1 商業費	9,216,032	△ 734,117	8,481,915
	2 工鉱業費	15,870,310	△ 559,978	15,310,332
	3 観光費	384,288	△ 119,699	264,589
8 土木費		67,690,991	17,890	67,708,881
	1 土木管理費	403,054	△ 9,004	394,050
	2 道路橋りょう費	32,390,140	△ 256,790	32,133,350

9 警 察 費	3 河川海岸費	18,947,887	△ 309,356	18,638,531	
	4 港 灣 費	7,525,980	695,690	8,221,670	
	5 都市計画費	5,005,559	11,285	5,016,844	
	6 住 宅 費	3,418,371	△ 113,935	3,304,436	
		12,340,580	△ 262,729	12,077,801	
	1 警察管理費	11,089,339	△ 267,693	10,821,646	
	2 警察活動費	1,251,191	4,964	1,256,155	
		57,756,052	△ 467,436	57,288,616	
	10 教 育 費	1 教育総務費	3,283,052	△ 30,565	3,252,487
		2 小学校費	20,414,331	△ 276,416	20,137,915
		3 中学校費	11,187,934	△ 10,508	11,177,426
4 高等学校費		15,597,327	△ 287,669	15,309,658	
5 特殊学校費		2,918,468	172,636	3,091,104	
6 社会教育費		3,663,070	△ 27,093	3,635,977	
7 保健体育費		691,870	△ 7,821	684,049	
11 災害復旧費		5,904,202	10,610	5,914,812	

第2表 繰越明許費	歳 出	合 計	1 農林水産施設災害復旧費	1,893,074	80,205	1,973,279	
			2 土木施設災害復旧費	4,011,128	△ 69,595	3,941,533	
			13 諸 支 出 金	2,469,756	2,030,774	4,500,530	
			1 公営企業支出金	101,383	1,403,170	1,504,553	
			2 利子割交付金	809,310	267,526	1,076,836	
			3 エル7場利用税交付金	162,365	29,564	191,929	
			4 自動車取得税交付金	1,386,647	314,832	1,701,479	
			5 利子割精算金	10,051	15,682	25,733	
				295,614,433	7,990,556	303,604,989	
			款	項	事 業 名	金 額	
			3 民 生 費	1 社会福祉費	施設福祉推進費	16,234	千円
			6 農林水産業費	2 畜 産 業 費	公社営畜産基地建設事業費	62,330	
					3 農 地 費	団体営農道整備事業費	6,838
4 林 業 費	3 農 地 費	県単土地改良事業費	467				
		4 林 業 費	林業地域総合整備事業費	9,234			

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道 路 管 理 費	2,012	4 港 湾 費	河川激甚災害対策特別緊急事業費	66,400
		道路補修事業費	27,700		河川災害関連事業費	24,072
		積雪寒冷対策道路事業費	51,500		河川災害復旧助成事業費	400,616
		緊急地方道路整備事業費	8,800		河川改修事業費	19,763
		道路維持修繕費	7,200		市町村受託事業費	11,200
		道路改良事業費	160,400		通常砂防事業費	79,720
		舗装新設事業費	47,880		火山砂防事業費	80,000
		緊急地方道路整備事業費	88,700		急傾斜地崩壊対策事業費	87,350
		単県道路改良事業費	23,730		雪崩対策事業費	14,000
		橋りょう整備事業費	58,000		砂防災害関連事業費	27,080
		緊急地方道路整備事業費	51,400		単県急傾斜地崩壊対策事業費	10,350
		単県橋りょう整備事業費	24,910		市町村受託事業費	200
		日本電信電話等受託事業費	293		海岸保全事業費	59,400
	3 河川海岸費	砂防維持修繕費	19,090		港湾修築事業費	49,080
		河川改良事業費	314,960		鳥取空港整備事業費	88,233
		河川局部改良事業費	11,610		鳥取空港整備関連事業費	9,766

5 都市計画費	街路事業費	106,040	
	緊急地方道路整備事業費	1,400	
6 住宅費	公営住宅建設事業費	125,847	
9 警察費	1 警察管理費	5,903	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	元年耕地災害復旧費	85,254
		2年治山施設災害復旧費	42,086
	2 土木施設災害復旧費	災害関連緊急地すべり防止事業費	81,714
		62年建設災害復旧費	16,900
計		3,494,612	

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
米子崎津地区中核工業団地造成事業の用地購入費	平成元年度から平成2年度まで		千円 38,250
土地改良費	平成元年度から平成2年度まで		551,360

第4表 地方債補正

開 聖 及 び 開 拓 事 業 費	開 聖 及 び 開 拓 事 業 費	農 地 防 災 事 業 費	農 地 防 災 事 業 費	林 道	林 道	治 山	治 山	漁 港 建 設	漁 港 建 設	道 路 新 設 改 良 費	道 路 新 設 改 良 費	橋 り よ う 新 設 改 良 費	橋 り よ う 新 設 改 良 費	街 路 事 業 費	街 路 事 業 費	公 園 費	公 園 費	河 川 改 良 費	河 川 改 良 費	海 岸 保 全 費	海 岸 保 全 費	砂 防 費	砂 防 費	港 灣 建 設 費	港 灣 建 設 費	
平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで	平成元年度から平成2年度まで
30,000	30,000	25,000	25,000	79,200	79,200	70,562	70,562	349,200	349,200	993,143	993,143	150,248	150,248	61,810	61,810	55,300	55,300	255,000	255,000	57,000	57,000	181,000	181,000	196,360	196,360	

起債の目的

補 正 前	補 正 後	補 正 前		補 正 後	
		起債の方法	利率	起債の方法	利率
限度額	限度額	起債の方法	利率	起債の方法	利率

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 3,553,866	千円 449,830	千円 4,003,696
	1 証紙収入	3,553,866	449,830	4,003,696
2 繰越金		71,208	△ 2,022	69,186
	1 繰越金	71,208	△ 2,022	69,186
歳入	合計	3,625,074	447,808	4,072,882

款	項	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰出金		千円 3,519,216	千円 464,517	千円 3,983,733
	1 一般会計繰出金	3,519,216	464,517	3,983,733
3 予備費		105,857	△ 16,709	89,148
	1 予備費	105,857	△ 16,709	89,148
歳出	合計	3,625,074	447,808	4,072,882

平成元年度鳥取県公共用地先行取得事業特別会計補正予算
 平成元年度鳥取県の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,778,174千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,819,851	千円 △ 1,791,084	千円 28,767
	1 財産売却収入	1,819,851	△ 1,819,851	0
	2 財産運用収入	0	28,767	28,767
2 繰入金		0	12,910	12,910
	1 一般会計繰入金	0	12,910	12,910
歳入	合計	1,819,851	△ 1,778,174	41,677

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 1,819,851	千円 △ 1,778,174	千円 41,677
	1 公債費	1,792,092	△ 1,690,415	41,677

2 繰 出 金	87,759	△87,759	0
繰 出 合 計	1,819,851	△1,778,174	41,677

平成元年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
平成元年度鳥取県の中企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,769千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,197,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金	1 一般会計繰入 金	千円 511,883	千円 197,094	千円 708,977
		511,883	197,094	708,977
3 繰 越 金	1 繰 越 金	35,124	41,799	76,923
		35,124	41,799	76,923
		85,124	41,799	76,923

4 諸 収 入	2,552,018	△ 62,220	2,489,798
1 県預金利子	724	△ 682	42
2 貸付金元利収 入	2,551,293	△ 66,277	2,485,016
3 雑 入	1	4,739	4,740
5 県 債	934,730	△ 41,904	892,826
1 県 債	934,730	△ 41,904	892,826
歳 入 合 計	4,062,894	134,769	4,197,663

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代 化資金貸付事 業費	1 中小企業近代 化資金貸付事 業費	千円 4,062,894	千円 134,769	千円 4,197,663
		4,062,894	134,769	4,197,663
歳 出 合 計		4,062,894	134,769	4,197,663

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債利率の方法	限度額	起債の方法利率償還の方法
中小企業高度化 資金貸付金	千円 934,730	%	千円 492,826	%

中小商業活性化 基金貸付金	0	400,000	中小企業専 業団の定め る方法によ る。	無利 子 中小企業 業務方法 に基づき 都道府県 に対して 貸付する 基金条に 定めら れる。
計	934,730	892,826		

平成元年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成元年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,055千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ399,398千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国庫支出金		1	90,512	△ 90,512	0

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
合 計	1 農業改良資金 貸付事業費	1 農業改良資金 貸付事業費	90,512	△ 90,512	0
			55,708	△ 46,476	9,232
			55,708	△ 46,476	9,232
			105,192	30,037	135,229
合 計	1 農団預金 利息	1 雑 入	105,192	30,037	135,229
			105,192	30,037	135,229
			249,041	5,896	254,937
			249,039	5,640	154,679
合 計	3 雑 入	1 雑 入	1	226	227
			1	30	31
			1	226	227
合 計			500,458	△ 101,055	399,398

第2表 地方債補正

歳 出	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
合 計	1 農業改良資金 貸付事業費	1 農業改良資金 貸付事業費	500,458	△ 101,055	399,398
			500,458	△ 101,055	399,398
合 計			500,458	△ 101,055	399,398

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の利率 方法	限度額	起債の利率 方法
農業改良資金貸付金	千円 90,512	%	千円 0	%
計	90,512		0	

平成元年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成元年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
2 繰 越 金		28,965	△ 329	28,636
	1 繰 越 金	28,965	△ 329	28,636
3 諸 収 入		81,035	329	81,364
	1 貸付金元利収入	81,033	329	81,362

歳 入 合 計	112,384	0	112,384
---------	---------	---	---------

平成元年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成元年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,392千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 国庫支出金		11,394	334	11,728
	1 国庫補助金	11,394	334	11,728
2 財 産 収 入		18,881	△ 3,602	15,279
	1 財産売却収入	18,827	△ 3,698	15,129
	2 財産運用収入	54	96	150
3 繰 入 金		180,034	△11,685	168,349

歳 入	1 一般会計繰入金	180,094	△ 11,685	168,349
	4 繰越金	1,000	1,240	2,240
5 諸収入	1 繰越金	1,000	1,240	2,240
	1 受託事業収入	40,058	△ 679	39,379
歳 入 合 計	2 雑収入	100	9	103
		39,958	△ 682	39,276
歳 入 合 計		334,367	△ 14,392	319,975

歳 出	1 県営林事業費	補正前の額	補正額	計	
		千円	千円	千円	
		283,083	△ 14,056	269,029	
		1 職 員 費	105,252	△ 8,049	97,203
		3 保育事業費	152,577	△ 6,192	146,385
		4 処分事業費	990	110	1,100
2 公 債 費	6 管理事業費	13,671	75	13,746	
	1 公 債 費	51,282	△ 336	50,946	
2 公 債 費		51,282	△ 336	50,946	

歳 出 合 計	334,367	△ 14,392	319,975
---------	---------	----------	---------

平成元年度鳥取県宮境港水産施設事業特別会計補正予算
 平成元年度鳥取県の県宮境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,253千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,658千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	1 使用料及び手数料	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 繰 入 金	1 使用料	232,657	△ 2,592	230,065
	1 一般会計繰入金	92,592	3,105	95,697
3 繰 越 金	1 繰越金	1	65	66
	1 繰越金	1	65	66

4 諸 収 入		34,661	△	3,831	30,830
	1 雑 入	34,661	△	3,831	30,830
歳 入	合 計	359,911	△	3,253	356,658

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 事 業 費		188,075	△	2,896	185,179	
	1 事 業 費	188,075	△	2,896	185,179	
2 公 債 費		171,836	△	357	171,479	
	1 公 債 費	171,836	△	357	171,479	
歳 出	合 計	359,911	△	3,253	356,658	

平成元年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成元年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 国庫支出金		6,883	△	2,193	4,690	
	1 国庫補助金	6,883	△	2,193	4,690	
2 繰 入 金		4,814	△	1,042	3,772	
	1 一般会計繰入金	4,814	△	1,042	3,772	
3 繰 越 金		12,818		789	13,607	
	1 繰 越 金	12,818		789	13,607	
4 諸 収 入		66,859		2,500	69,359	
	1 貸付金元利収入	66,857		2,500	69,357	
歳 入	合 計	91,374		54	91,428	

歳 出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 沿岸漁業改善資金貸付事業		91,374	54	91,428		
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業	91,374	54	91,428		

歳 出 合 計	91,374	54	91,428
---------	--------	----	--------

平成元年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算
平成元年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の補正予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,204千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 歳 入	千円	8,145	千円	千円
		△ 1,204	△ 1,204	6,941
	1 一般会計繰入金	8,145	△ 1,204	6,941
2 県 債		220,000	△ 70,000	150,000
	1 県 債	220,000	△ 70,000	150,000
歳 入 合 計		228,145	△ 71,204	156,941

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁港臨海土地造成事業費		千円	千円	千円
		220,000	△ 70,000	150,000
	1 漁港臨海土地造成事業費	220,000	△ 70,000	150,000
2 公 債 費		8,145	△ 1,204	6,941
	1 公 債 費	8,145	△ 1,204	6,941
歳 出 合 計		228,145	△ 71,204	156,941

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補正前 限度額 千円	起債の利率 方法	補正後 限度額 千円	起債の利率 方法
漁港臨海土地造成事業費	220,000	%	150,000	%
計	220,000		150,000	

平成元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
平成元年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,180千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 881,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	千円 241,022	千円 △ 16,692	千円 224,330
		1 負担金	△ 16,692	224,330
2 使用料及び手数料	1 使用料	1	1	2
		1	1	2
3 国庫支出金	1 国庫補助金	167,325	△ 31,510	135,815
		167,325	△ 31,510	135,815
4 繰入金	1 一般会計繰入金	477,980	△ 19,165	458,815
		477,980	△ 19,165	458,815
5 繰越金	1 繰越金	1	789	790
		1	789	790
		1	789	790
		1	789	790

6 諸収入	1 雑収入	11,146	8,397	19,543
		11,146	8,397	19,543
7 県債	1 県債	52,000	△ 10,000	42,000
		52,000	△ 10,000	42,000
歳入 合計		949,475	△ 68,180	881,295

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	千円 614,587	千円 △ 67,520	千円 547,067
		364,282	△ 62,993	301,289
		250,305	△ 4,527	245,778
		2 流域下水道管理事業費	250,305	△ 4,527
2 公債費	1 公債費	334,888	△ 660	334,228
		334,888	△ 660	334,228
歳出 合計		949,475	△ 68,180	881,295

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
起債の目的	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法

天神川流域下水 道事業費	千円 52,000	%	千円 42,000	%
計	52,000	/	42,000	/

平成元年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成元年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,231千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ621,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 12,049	千円 502	千円 12,551
	1 使用料	12,049	502	12,551
2 財産収入		206,275	△ 159,689	46,586
	1 財産運用収入	25	487	512
	2 財産売却収入	206,250	△ 160,176	46,074

3 繰入金		179,084	157,444	336,528
	1 一般会計繰入金	179,084	157,444	336,528
4 繰越金		1	512	513
	1 繰越金	1	512	513
歳入	合計	622,411	△ 1,231	621,180

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 622,411	千円 △ 1,231	千円 621,180
	1 事業費	622,411	△ 1,231	621,180
歳出	合計	622,411	△ 1,231	621,180

平成元年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成元年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,269千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 14,720	千円 △ 1,371	千円 13,349
	1 国庫委託金	14,720	△ 1,371	13,349
2 財産収入		18,708	△ 8,861	9,847
	1 財産売却収入	18,708	△ 8,861	9,847
3 繰 入 金		182,229	△ 6,073	176,156
	1 一般会計繰入金	182,229	△ 6,073	176,156
4 諸 収 入		1,139	36	1,175
	1 雑 入	1,139	36	1,175
歳 入	合 計	216,796	△ 16,269	200,527

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 216,796	千円 △ 16,269	千円 200,527
	1 県立学校水産実習船実習費	216,796	△ 16,269	200,527

歳 出	合 計	216,796	△ 16,269	200,527
-----	-----	---------	----------	---------

平成元年度鳥取県管電事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成元年度鳥取県管電事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成元年度鳥取県管電事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 電気事業収益	2,297,785千円	34,348千円	2,332,078千円
第1項 営業収益	2,075,244千円	34,348千円	2,109,587千円
支 出			
第1款 電気事業費	2,019,584千円	4,809千円	2,024,393千円
第2項 営業外費用	826,852千円	4,809千円	831,661千円

平成元年度鳥取県管電立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成元年度鳥取県管電立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成元年度鳥取県管電立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 境港外港竹内地区埋立地売却面積	12.9ヘクタール	△3.5ヘクタール	9.4ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	3,225,329千円	△654,022千円	2,571,307千円
第1項 営業収益	3,225,309千円	△654,022千円	2,571,287千円
支 出			
第1款 埋立事業費	4,294,668千円	△1,075,622千円	3,219,046千円
第1項 営業費用	4,294,668千円	△1,075,622千円	3,219,046千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,240,795千円は過年度分損益勘定留保資金4,750,754千円及び当年度分損益勘定留保資金490,041千円で補てんするものとする。」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,369,190千円	△1,819,000千円	1,550,190千円
第1項 企業債	3,219,000千円	△3,219,000千円	0千円
第3項 他会計からの長期借入金	0千円	1,400,000千円	1,400,000千円

支 出

第1款 資本的支出	4,164,985千円	2,626,000千円	6,790,985千円
第2項 企業債償還金	2,649,400千円	2,626,000千円	5,275,400千円
(企業債の補正)			
第5条 予算第5条中「3,219,000千円」を「0千円」に改める。			

平成元年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成元年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成元年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	76,862千円	0千円	76,862千円
第1項 営業収益	39,505千円	△3,781千円	35,724千円
第2項 営業外収益	1,054千円	611千円	1,665千円
第3項 他会計からの借入金	36,303千円	△31,258千円	5,045千円
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	34,428千円	34,428千円

第1款 観光施設事業費	128,295千円	△31,258千円	97,037千円
-------------	-----------	-----------	----------

第3項 他会計からの借入金償還金 36,303千円 △31,258千円 5,045千円
 (資本的収入及び支出の補正)
 第3条 予算第4条本文かつて書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	65,080千円	0千円	65,080千円
第1項 他会計からの借入金	65,080千円	△65,080千円	0千円
第2項 他会計からの長期借入金	0千円	65,080千円	65,080千円
支 出			
第1款 資本的支出	130,160千円	△65,080千円	65,080千円
第2項 他会計からの借入金償還金	65,080千円	△65,080千円	0千円

平成元年度鳥取県立病院事業会計補正予算

(総 則)
 第1条 平成元年度鳥取県立病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成元年度鳥取県立病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

収 入
 第1款 病院事業収益 10,089,520千円 △7,962千円 10,081,558千円
 第2項 医業外収益 957,419千円 △7,962千円 949,457千円
 支 出
 第1款 病院事業費用 10,584,291千円 △1,694千円 10,582,597千円
 第2項 医業外費用 365,912千円 △1,694千円 364,218千円
 (資本的収入及び支出の補正)
 第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,486,825千円	△1,058千円	1,485,767千円
第1項 出資金	462,360千円	△1,058千円	461,302千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,717,838千円	△1,058千円	1,716,780千円
第1項 建設改良費	230,577千円	△ 58千円	230,519千円
第2項 企業債償還金	505,062千円	△1,000千円	504,062千円

鳥取県告示第四百八十三号

平成二年二月定例県議会で三月二十日議決された

平成二年鳥取県一般会計予算

平成二年鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成二年鳥取県収入証紙特別会計予算

平成二年鳥取県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成二年鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

平成二年鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成二年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成二年鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成二年鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成二年鳥取県営林事業特別会計予算

平成二年鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成二年鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成二年鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算

平成二年鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成二年鳥取県港整備事業特別会計予算

平成二年鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

平成二年鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成二年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

平成二年鳥取県管電気事業会計予算

平成二年鳥取県管工業用水道事業会計予算

平成二年鳥取県管埋立事業会計予算

平成二年鳥取県営病院事業会計予算
は、次のとおりである。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 司 次

平成2年度鳥取県一般会計予算

平成2年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 315,120,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金
の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。
(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項
の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除
く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら
の経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	46,733,830 千円
	2 事 業 税	16,659,660
	3 不 動 産 取 得 税	2,228,067
	4 県 た ば こ 税	1,514,070
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税	275,575
	6 特 別 地 方 消 費 税	611,443
	7 自 動 車 税	5,664,667

2 地 方 譲 与 税	8 銃 区 税	1,568	
	9 狩 猟 者 登 録 税	14,833	
	10 自 動 車 取 得 税	2,466,947	
	11 軽 油 引 取 税	4,591,898	
	12 入 猟 税	10,902	
	13 旧 法 に よ る 税	256	
	1 消 費 譲 与 税	1 消 費 譲 与 税	4,109,000
		2 地 方 道 路 譲 与 税	2,434,466
		3 石 油 ガ ス 譲 与 税	186,164
		4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,569
	3 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	117,350,000
		4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	214,585
	5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	214,585
		3,956,918	

6 使用料及び手数料	1 分 担 金	1,202,111	11 繰 越 金	2 基 金 繰 入 金	4,349,590		
	2 負 担 金	2,754,807		1 繰 越 金	100,000		
	1 使 用 料	3,939,632		12 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	32,912,437	
2 手 数 料	1,028,952	2 県 預 金 利 子	516,327				
7 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	22,674,474	3 公 營 企 業 貸 付 金 元 利 收 入				965,100
	2 国 庫 補 助 金	43,871,706	4 貸 付 金 元 利 收 入				26,395,226
	3 委 託 金	1,013,802	5 受 託 事 業 收 入				1,198,255
8 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	952,776	6 収 益 事 業 収 入				1,127,409
	2 財 産 売 払 収 入	456,691	7 利 子 割 精 算 金 収 入				54,332
	9 寄 附 金	1 寄 附 金	127,881				8 雑 入
10 繰 入 金		1 特 別 会 計 繰 入 金	878,257	13 県 債	1 県 債	27,824,270	
			合 計		315,120,000		

歳 出

款	項	金額				
1 議 会 費	1 議 会 費	848,785 <small>千円</small>				
		2 総 務 費	1 議 会 費	848,785		
				1 総 務 管 理 費	26,145,786	
					2 企 業 面 費	5,742,974
				3 徴 税 費	1,733,168	
				4 市 町 村 振 興 費	681,601	
				5 選 挙 費	172,058	
				6 防 災 費	2,993,254	
				7 統 計 調 査 費	471,215	
8 人 事 委 員 会 費	101,083					
3 民 生 費	9 監 査 委 員 会 費	120,348				
		1 社 会 福 祉 費	20,085,488			
			11,553,385			
2 児 童 福 祉 費	6,247,021					
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	2,272,845				
		5 勞 働 費	4 災 害 救 助 費	12,237		
				1 公 衆 衛 生 費	7,813,737	
					2 環 境 衛 生 費	2,507,953
				3 保 健 所 費	638,876	
				4 医 薬 費	1,552,839	
				1 勞 政 費	3,114,069	
					2 職 業 訓 練 費	1,137,944
					3 失 業 対 策 費	355,944
				4 勞 働 委 員 会 費	601,250	
				6 農 林 水 産 業 費	3 農 業 地 費	79,438
						1 農 業 費
2 畜 産 業 費	44,219,130					
3 農 地 費	8,326,630					
	2,580,940					
	18,700,516					

7 商 工 費	4 林 業 費	9,575,458	10 教 育 費		56,935,888
	5 水 産 業 費	5,035,586		1 教 育 総 務 費	3,245,160
	1 商 業 費	10,633,336		2 小 学 校 費	19,811,449
	2 工 鉱 業 費	17,809,893		3 中 学 校 費	11,916,726
	3 観 光 費	407,461		4 高 等 学 校 費	16,259,478
8 土 木 費		68,172,761	5 特 殊 学 校 費	2,919,401	
	1 土 木 管 理 費	411,522	6 社 会 教 育 費	1,647,471	
	2 道 路 橋 りょう 費	34,247,760	7 保 健 体 育 費	1,136,203	
	3 河 川 海 岸 費	18,994,608		5,062,453	
	4 港 湾 費	5,693,761	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,535,409	
	5 都 市 計 画 費	5,253,762	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,527,044	
	6 住 宅 費	3,571,348		27,856,352	
9 警 察 費		12,700,264	12 公 債 費		27,856,352
	1 警 察 管 理 費	11,421,962	1 公 債 費		27,856,352
	2 警 察 活 動 費	1,278,302			3,175,021
			13 諸 支 出 金		53,944
				1 公 營 企 業 支 出 金	53,944
				2 利 子 割 交 付 金	1,215,198

歳 出	備 費	3	ゴルフ場利用税交付金	192,903
		4	特別地方消費税交付金	28,008
		5	自動車取得税交付金	1,640,520
		6	利子割精算金	44,448
		14	子 備 費	100,000
		1	子 備 費	100,000
合 計			315,120,000	

第2表 継続費

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
				2	1,100,921
2 総務費	2 企画費	県民会館建設費	12,969,510	3	2,292,668
				4	8,999,000
				5	576,921
				3	167,808
				3	310,291
4 衛生費	1 公衆衛生費	精神保健センター建設費	316,737	2	112,227

第3表 債務負担行為

9 警察費	1 警察管理費	倉吉警察署庁舎建設費	832,636	3	204,510
				2	346,770
10 教育費	4 高等学校費	高等学校整備費	1,044,300	3	485,866
				2	390,300
				3	654,000
7 保健体育費	団休冬季大会施設整備委託事業費	739,800	2	332,910	
			3	406,890	

新 規

事 項	期 間	限 度	額
防災行政無線機器製作費	平成2年度から平成3年度まで		千円 3,499,700
看護学生等修学資金貸付金	平成2年度から平成4年度まで		12,144
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成2年度から平成14年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額550,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未回収債権の回収不能により生じた損失金額	

主要地方道倉吉青公線道路改良事業用地購入費	平成2年度から平成6年度まで	82,469	
一般国道179号道路改良事業用地購入費	平成2年度から平成6年度まで	94,421	
一般県道東郷羽合線緊急(橋りょう整備)工事(浅津橋)	平成2年度から平成3年度まで	200,511	
主要地方道倉吉江府溝口線橋りょう整備工事(登山橋)	平成2年度から平成4年度まで	350,000	
鳥取都市計画道路飛行場布勢線街路事業用地購入費	平成2年度から平成6年度まで	97,000	
鳥取都市計画道路宮下十六本松線街路事業用地購入費	平成2年度から平成6年度まで	392,000	
矢野川火山砂防工事	平成2年度から平成4年度まで	330,000	
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	平成2年度から平成8年度まで	59,744	
地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成2年度から平成8年度まで	12,634	
警察職員住宅賃借料	平成2年度から平成16年度まで	21,286	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額の公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額

育英奨学生貸付金	平成2年度から平成9年度まで	101,592
進学奨励資金貸付金	平成2年度から平成8年度まで	199,992

交 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限度額	事 項	期 間	限度額
昭和63年度育英奨学生貸付金	昭和63年度から平成7年度まで	千円 96,624	昭和63年度育英奨学生貸付金	昭和63年度から平成7年度まで	千円 101,160
平成元年度育英奨学生貸付金	平成元年度から平成8年度まで	96,624	平成元年度育英奨学生貸付金	平成元年度から平成8年度まで	101,160

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文 書 費	千円 15,000	証書借入れ又は証券発行の運用に充てられたい。は、県財政年度起債に要するものを、起債に充てたい。は、県財政年度起債に要するものを、起債に充てたい。	10%以内	借入年度から1年後の年度に償還する。その償還は、一括して償還する。その償還は、一括して償還する。その償還は、一括して償還する。

					若しくは借換えることができるものとする。				
企画総務費	50,000	同	上	同	上				
計画調査費	2,192,000	同	上	同	上				
防災総務費	2,115,000	同	上	同	上				
社会福祉総務費	58,000	同	上	同	上				
公衆衛生総務費	39,000	同	上	同	上				
予防費	30,000	同	上	同	上				
環境保全費	20,000	同	上	同	上				
土地改良費	1,213,000	同	上	同	上				
開墾及び開拓事業費	108,000	同	上	同	上				
農地防災事業費	69,000	同	上	同	上				
林道費	329,000	同	上	同	上				
治山費	355,000	同	上	同	上				
漁港建設費	136,000	同	上	同	上				
沿岸漁場整備開発費	88,000	同	上	同	上				
水産試験場	50,000	同	上	同	上				
金融対策費	1,000,000	同	上	同	上				
道路橋りょう総務費	231,000	同	上	同	上				
道路維持費	387,000	同	上	同	上				
道路新設改良費	1,911,000	同	上	同	上				
橋りょう新設改良費	298,000	同	上	同	上				
河川総務費	90,000	同	上	同	上				
河川改良費	1,100,000	同	上	同	上				
砂防費	1,743,000	同	上	同	上				
海岸保全費	56,000	同	上	同	上				
港湾建設費	245,000	同	上	同	上				
境港管理組合費	80,000	同	上	同	上				
街路事業費	348,000	同	上	同	上				
公園費	456,000	同	上	同	上				
公営住宅建設事業費	731,000	同	上	同	上				
警察施設費	229,000	同	上	同	上				
交通指導取締費	105,000	同	上	同	上				

高等学校施設整備費	460,000	同	上	同	上	上	上	上
図書館費	148,000	同	上	同	上	同	上	上
林道施設災害復旧費	10,000	同	上	同	上	同	上	上
治山施設災害復旧費	34,000	同	上	同	上	同	上	上
治山施設等災害関連事業費	165,000	同	上	同	上	同	上	上
漁港施設災害復旧費	84,000	同	上	同	上	同	上	上
建設災害復旧費	996,000	同	上	同	上	同	上	上
港湾災害復旧費	58,000	同	上	同	上	同	上	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄道路事業費	2,221,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄河川事業費	708,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄海岸保全事業費	48,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄砂防事業費	253,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄ダム事業費	59,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄港湾事業費	28,000	同	上	同	上	同	上	上
直轄災害復旧費	147,000	同	上	同	上	同	上	上

特定資金公共事業債	6,518,270	証書より建設費の農林水産部への貸付は、そのうち一部は、前年度に引き続き繰り越している。本年度に繰り越しているものは、本年度中に繰り越している。本年度中に繰り越しているものは、本年度中に繰り越している。本年度中に繰り越しているものは、本年度中に繰り越している。	無利子	借入年度から5年後に償還する。そのうち一部は、前年度に繰り越している。本年度に繰り越しているものは、本年度中に繰り越している。本年度中に繰り越しているものは、本年度中に繰り越している。
計	27,824,270			

平成2年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成2年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ962,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事 業 収 入		千円 959,408

歳 入	金 越	1 用品調達事業収入	664,917
		2 自動車管理事業収入	12,427
		3 集中管理事業収入	282,064
歳 入	合 計	金 越	962,626

歳 出	業 費	1 事	1 用品調達事業費	657,289		
			2 自動車管理事業費	14,074		
			3 集中管理事業費	281,765		
		2 諸	支 出	金	1 繰 出	9,498
					金	9,498
		歳 出	合 計	金	962,626	

平成2年度鳥取県収入証紙特別会計予算
 平成2年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,155,876千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算

歳 入	証 紙 収 入	金	1 証 紙 収 入	4,071,995
			2 繰 越	83,881
			合 計	4,155,876

歳 出	款	項	金 額
			千円
歳 出	1 一般会計繰出金	金 額	4,057,416

2 諸 支 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,057,416
	1 償 還 金	1
3 予 備 費	1 予 備 費	98,459
	合 計	4,155,876

平成2年度鳥取県公共用地先行取得事業特別会計予算
 平成2年度鳥取県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,880,226千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,880,226

歳 入	1 財 産 運 用 収 入	10,081
	2 財 産 売 払 収 入	1,870,145
合 計		1,880,226

歳 出	款	項	金 額
			千円
1 事 業 費	1 公 債 費	1 公 債 費	1,738,986
		2 繰 出 金	141,240
	合 計		1,880,226

平成2年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算
 平成2年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,683千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 4,000
	1 国 庫 貸 付 金	4,000
2 繰 入 金		2,952
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,952
3 繰 越 金		11,638
	1 繰 越 金	11,638
4 諸 収 入		92,093
	1 貸 付 金 元 利 収 入	89,537
	2 雑 収 入	2,556

歳 入	合 計	110,683
-----	-----	---------

歳 出

款	項	金 額
1 母子福祉資金貸付事業費		千円 110,683
	1 母子福祉資金貸付事業費	110,683
歳 出	合 計	110,683

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成2年度から平成6年度まで	千円 84,588

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 4,000	千円政府の定める方法による。	無利子%	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	4,000			

平成2年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成2年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰越金		26,768千円
	1 繰越金	
	2 雑入	
2 諸収入		39,751
	1 貸付金元利収入	
	2 雑入	
合 計		66,519

歳 出

款	項	金額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		66,519千円
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	
	合 計	
歳 出		66,519

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成2年度から平成5年度まで	34,392千円

平成2年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
平成2年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,214,951千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 163,364
	1 国庫貸付金	163,364
2 繰入金		92,464
	1 一般会計繰入金	92,464
3 繰越金		2,858
	1 繰越金	2,858
4 諸収入		254,955
	1 貸付金元利収入	254,952
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	2
歳入	合計	513,641

歳 出

款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		千円 513,641
	1 農業改良資金貸付事業費	513,641
歳出	合計	513,641

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 163,364	政府の定める方法による。	% 無利子	農業改良資金助成法に定める方法による。
計	163,364			

平成2年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算
平成2年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,515千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	2,515千円
	2 繰越金	17,288
	3 諸収入	92,712
歳入	合計	112,515
	歳出	
	款	金額
1 林業改善資金貸付事業費		112,515千円

歳出	合計	金額
1 林業改善資金貸付事業費		112,515
合計		112,515

平成2年度鳥取県営林事業特別会計予算
平成2年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,227千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	7,250千円
	2 財産収入	13,414

計	79,000			
---	--------	--	--	--

平成2年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成2年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,651千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 230,378
	1 使用料	230,378
2 繰 入 金		122,112
	1 一般会計繰入金	122,112
3 繰 越 金		1
	1 繰越金	1

4 諸 収 入		32,160
	1 雑 入	32,160
歳 入	合 計	384,651

歳 出

款	項	金額
1 事 業 費		千円 206,731
	1 事業費	206,731
2 公 債 費		177,920
	1 公債費	177,920
歳 出	合 計	384,651

平成2年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成2年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,487千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金		千円 12,650
			12,650
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		7,761
			7,761
3 繰 越 金	1 繰 越 金		1
			1
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入		71,023
		2 県 預 金 利 子 入	
			3 雑 入
歳 入	合 計		91,437
歳 出		項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費			千円 91,437
			91,437

歳 出	合 計	金 額
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	91,437
	合 計	91,437

平成2年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算
平成2年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,263千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

項	款	金 額
1 財 産 収 入		千円 36,263
	1 財 産 売 払 収 入	36,263
歳 入	合 計	36,263

歳 出		項	金 額
1 漁 港 臨 海 土 地 造 成 事 業 費			千円 7,300
			7,300

2 公 債 費	1 公 債 費	20,062
	合 計	36,263
3 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	8,901
	合 計	8,901
1 漁港臨海土地造成事業費		7,300

平成2年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
 平成2年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ703,709千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	257,676
	合 計	257,676

2 使用料及び手数料	1 使 用 料	1
	合 計	1
3 国庫支出金	1 国庫補助金	25,800
	合 計	25,800
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	400,266
	合 計	400,266
5 繰 越 金	1 繰 越 金	1
	合 計	1
6 諸 収 入	1 雑 収 入	19,965
	合 計	19,965
歳 入	合 計	703,709

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	384,368
	2 流域下水道管理事業費	91,826
	合 計	292,542

2 公 債 費		319,341
	1 公 債 費	319,341
歳 出 合 計		703,709

平成2年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算
 平成2年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 609,946千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使 用 料	14,370
		14,370

2 財 産 収 入		196,906
	1 財 産 運 用 収 入	31
	2 財 産 売 払 収 入	196,875
3 繰 入 金		208,667
	1 一 般 会 計 繰 入 金	208,667
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
6 県 債		190,000
	1 県 債	190,000
歳 入 合 計		609,946

歳 出

款	項	金額
1 事 業 費		千円
	1 事 業 費	609,946
		609,946

歳 出 合 計	609,946
---------	---------

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	190,000 千円	証書借入れ又は郵便貯蓄借入の運用による。起債の額は、起債の年度に起債する。又、起債の年度に起債する。又、起債の年度に起債する。	10以内 %	1年以内から10年以上の期間にわたって償還する。その償還方法は、償還の年度に償還する。その償還方法は、償還の年度に償還する。その償還方法は、償還の年度に償還する。
計	190,000			

平成 2 年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成 2 年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,447千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円
	1 財 産 売 払 収 入	117,359
2 繰 越 金		16,054
	1 繰 越 金	16,054
3 諸 収 入		34
	1 雑 収 入	34
歳 入 合 計		133,447

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円
	1 県立学校農業実習費	133,447
歳 出 合 計		133,447

平成 2 年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成2年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 232,949千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 14,560
	1 国 庫 委 託 金	14,560
2 財 産 収 入		27,326
	1 財 産 売 払 収 入	27,326
3 繰 入 金		189,910
	1 一 般 会 計 繰 入 金	189,910
4 諸 収 入		1,153
	1 権 入	1,153
歳 入	合 計	232,949

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校水産実習船実習費		千円 232,949
	1 県立学校水産実習船実習費	232,949
歳 出	合 計	232,949

平成2年度鳥取県中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算
平成2年度鳥取県中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,000
	1 負 担 金	1,000
2 繰 入 金		1,000

	1 一般会計繰入金	1,000
歳 入	合 計	2,000

歳 出	款	項	金額
1	中海地区新産業都市建設協議会費		千円
		1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,000
歳 出	合 計		2,000

平成 2 年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 156,496,000KWH
 - (2) 袋川発電所調査費 803千円
 - (3) 若桜発電所調査費 5,139千円
 - (4) 河原発電所調査費 37,871千円
 - (5) 加地発電所調査費 23,039千円
- (収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|--------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第 1 款 電気事業収益 | 2,298,710千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 2,071,872千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 226,838千円 |
| 支 出 | |
| 第 1 款 電気事業費 | 2,154,844千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 1,351,555千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 803,289千円 |

(資本的支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的支出額355,684千円は過年度分損益勘定留保資金355,684千円で補てんするものとする。)

- | | |
|----------------------|-----------|
| 支 出 | |
| 第 1 款 資本的支出 | 355,684千円 |
| 第 1 項 建設改良費 | 170,002千円 |
| 第 2 項 企業債償還金 (一時借入金) | 185,682千円 |

第 5 条 一時借入金の限度額は、371,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 471,924千円

(2) 交際費 600千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち、67,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 67,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成2年度鳥取県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成2年度鳥取県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 21,465,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 352,521千円

第1項 営業収益 347,941千円

第2項 営業外収益 4,580千円

支出

第1款 工業用水道事業費 308,522千円

第1項 営業費用 272,822千円

第2項 営業外費用 35,700千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87,933千円は当年度分損益勘定留保資金44,116千円、繰越利益剰余金処分額30,101千円及び当年度利益剰余金処分額13,716千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 10,000千円

第1項 出資金 10,000千円

支出

第1款 資本的支出 97,933千円

第1項 建設改良費 23,692千円

第2項 企業債償還金 54,241千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 20,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 126,307千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち、30,101千円及び当年度利益剰余金のうち

13,716千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金 43,817千円
- (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成2年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成2年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 1ヘクタール
- (2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積 1ヘクタール
- (3) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 0.9ヘクタール
- (4) 境港外港竹内地区埋立事業費 1,557,166千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 埋立事業収益	767,900千円	第1款 埋立事業費	484,679千円
第1項 営業収益	767,880千円	第1項 営業費用	484,679千円
第2項 営業外収益	20千円		

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,052千円は過年度分損益勘定留保資金1,052千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,580,314千円

第1項 企業債 3,414,000千円

第2項 建設収入 166,314千円

支 出

第1款 資本的支出 3,581,366千円

第1項 建設改良費 1,557,166千円

第2項 企業債償還金 2,024,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	3,414,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により政府その他の借入を、また、市債の発行による。ただし、事業又は年度の間に償還するものとする。	10以内%	借入年度から1年後の29年度までに償還するものとし、償還の期限は、償還の期限を延ばすことができるものとし、償還の期限を延ばすことができるものとする。

				行 換 借 還 を 借 換 い、若しは借換 え、すること するものとする。
--	--	--	--	------------------------------------------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 58,048千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成2年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成2年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 皆生温泉公園利用人員 70,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 観光施設事業収益 78,090千円

第1項 営業収益	35,911千円
第2項 営業外収益	1,289千円
第3項 他会計からの借入金	40,890千円
支 出	
第1款 観光施設事業費	132,598千円
第1項 営業費用	91,512千円
第2項 営業外費用	196千円
第3項 他会計からの借入金償還金	40,890千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,054千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,054千円

第1項 他会計からの借入金 3,054千円

支 出

第1款 資本的支出 6,108千円

第1項 建設改良費 134千円

第2項 企業債償還金 2,920千円

第3項 他会計からの借入金償還金 3,054千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、48,000千円と定める。

平成2年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成2年度鳥取県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 748床
- (2) 年間入院患者数 259,880人
- (3) 年間外来患者数 413,070人
- (4) 一日平均入院患者数 712人
- (5) 一日平均外来患者数 1,405人
- (6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 329,500千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 病院事業収益	10,448,421千円	第1款 病院事業費用	10,884,678千円
第1項 医業収益	9,533,778千円	第1項 医業費用	10,530,850千円
第2項 医業外収益	907,818千円	第2項 医業外費用	345,227千円
第3項 特別利益	1,825千円	第3項 特別損失	8,601千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 199,539千円は過年度分損益勘定留保資金199,539千円で補てんするものとする。)

収入		支出	
第1款 資本的収入	1,500,044千円	第1款 資本的支出	1,699,583千円
第1項 出資金	533,089千円	第1項 建設改良費	378,700千円
第2項 他会計からの借入金	643,955千円	第2項 企業債償還金	569,727千円
第3項 企業債	323,000千円	第3項 他会計からの借入金償還金	751,156千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	323,000千円	借入れ又は証券発行の運用他方法により起債するものとする。ただし、事業年度中に償還するものは、償還期を翌年度に繰り延べることができる。	10%以内	1年後の年度から償還するものとし、償還期間は、償還開始の年度から起債の年度まで、償還期間は、償還開始の年度から起債の年度までとする。

				又、延長し、 行換 し、借 入、借 入、若 しくは できる ものとする。
--	--	--	--	-----------------------------------------------------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,728,271千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 222,122千円

(2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 27,790千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,403,110千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	MRI (磁気共鳴イメージング) 装置	一 式